2026年度 横浜市立大学 国際教養学部

特別選抜入学試験

【海外帰国生／国際バカロレア／外国人留学生／社会人】

小論文問題

【注意事項】

１．試験時間は９０分である。

２．試験開始の合図まで，この問題冊子を開いてはいけない。ただし，表紙はあらかじめよく読んでおくこと。

３．問題の印刷は１ページから５ページまである。

４．解答用紙は２枚である。

５．試験開始後，すべての解答用紙に受験番号と氏名を所定の欄に記入すること。

６．問題冊子に落丁，乱丁，印刷不鮮明な箇所等があった場合および解答用紙が不足している場合は，手をあげて監督者に申し出ること。

７．解答は必ず解答用紙の指定された箇所に記入すること。解答用紙の裏面に記入してはいけない。

８．問題番号に対応した解答用紙に解答していない場合は，採点されない場合もあるので注意すること。

９．解答する字数に指定がある場合は，句読点も１字として数えること。英数字を記入する場合は，１字分のマス目に２文字まで記入してよい。

10．問題冊子の中の白紙部分は下書き等に使用してよい。

11．解答用紙を切り離したり，持ち帰ってはいけない。

12．試験終了まで退室を認めない。試験中の気分不快やトイレ等，やむを得ない場合には，手をあげて監督者を呼び，指示に従うこと。

13．試験終了後は問題冊子を持ち帰ること。

〔Ⅰ〕 次の文章を読んで，以下の設問に答えなさい。

責任は，自分の行為によってもたらされた帰結を，そうしたものとして引き受けることへの義務である。その意味において，責任への応答は，一種の自己理解を前提とする。その限りにおいて，単に賠償や制裁を科されることが，それ自体で責任への応答ではない。

たとえば，「私」が他者を殴り，その他者が怪我（けが）を負ったとする。このとき，殴るという「私」の行為によって，「私」は，他者が怪我を負うという帰結をもたらした。このとき「私」が，自分の責任に応えていると言えるのは，「私」がこの帰結を自分の行為によってもたらされた，何らかの償いに値するものとして理解しているときである。そうした理解に基づいたとき，はじめて，実際の償いが責任を果たすための行為として実現する。

言い換えるなら，もしもそうした自己理解が伴わないなら，たとえ賠償や制裁が科されるのだとしても，それが責任に応えることにはならない。

たとえば，「私」が催眠術をかけられ，誰かに操作されるがままになり，他者を殴らされたとしよう。催眠術が解けた「私」には，その間，自分が何をしていたのかを思い出すことができない。周囲から「あなたが相手を殴って怪我させたのだ」と指摘されるが，証拠らしいものは存在しない。このような状況において「私」は，自分が他者を殴って怪我させたということに関して，同意することができないだろう。しかし，そうであるにもかかわらず，「私」に責任を取らせようとする周囲の人々が，「私」に対して何らかの制裁を科したとしよう。このとき「私」は，ある出来事を自分の行為によってもたらされた帰結として引き受けられないにもかかわらず，制裁されたことになる。

このように制裁を科されたからといって，「私」は，自分の責任を引き受けたとは言えない。なぜなら「私」には，他者が怪我をしたという帰結を，自分の行為によってもたらされたものとして，理解することができないからだ。制裁は，そうした理解を前提にして初めて有効に機能するのであって，その理解を可能にするものでは決してない。この意味において，自らの行為に関する自己理解は，実際的な償いに対して，実践に先行するのである。

「責任を引き受ける」という言葉が指し示しているのは，さしあたり，こうした自己理解のプロセス(A)である。したがって，責任を引き受けることは，責任を果たすことと同義ではない。人間には，責任を引き受けながら，その責任を果たさないこともできる。その場合には，その人は無責任だと言って非難されるだろう。しかし，もしも責任が引き受けられないのだとしたら，責任を果たすことは最初から不可能である。言い換えるなら，本人にとって引き受けられないような責任を果たさせようとすることは，そもそも理不尽である，と言える。

どのようなときに，「私」が自分の責任を引き受けられなくなるのか，ということを，一意に定義することはできない。たとえば上の事例では，「私」は催眠術をかけられているが，もしかしたら，催眠術をかけられる状況そのものは，拒まなかったのかもしれない。もしかしたら，もしも催眠術をかけられたら，相手の意のままに操られるということを知りながら，それでも催眠術をかけられたままにしたのかもしれない。そうであるとしたら，催眠術をかけられた結果，「私」が他者を殴っ

て怪我をさせたことも，自分でしたことだと，「私」は理解することができるかもしれない。この場合には，同じ事例であったとしても，「私」は自分の責任を引き受けることができるだろう。(B)

出典　戸谷洋志 著 『責任と物語』（春秋社，2025 年）より。なお，問題作成にあたり本文を一部改変した。

（1）　下線部（A）について，本文にしたがって 100 字以内で説明しなさい。

（2）　下線部（B）について，あなたの考えとその理由を 200 字～250 字で述べなさい。

〔Ⅱ〕 次の文章は，池田丈佑の「〔難民・国内避難民〕難民・国内避難民は弱者か，脅威か」という論文の一部である。これを読んで，以下の設問に答えなさい。

難民が脅威とされるとき

弱いはずの難民や国内避難民が，なぜおそれられるのか。いくつかの理由が考えられる。まずあがるのは「数」である。2 人，3 人であればよい。20 人や 100 人だというなら，他人や政府の力を借りて保護できるだろう。しかし実情は違う。万人単位である。多くの人々を受け入れるにせよ，その人たちをどこに住まわせ，食べ物と水を与え，医療や教育を提供するのか。難民どうしで，あるいは受け入れ先の人々の間で，けんかや小競りあいが起きたときにはどうすればよいか。規模の大きさゆえに，受け入れ先の地域は拒み，ためらうだろう。国際法には，ノン・ルフールマン（non-refoulement）と呼ばれる原則がある。これは，受け入れた難民を，正当な理由なしに追い返してはならない，とするものである。だが一方で，もし受け入れ先の地域が不安定となり，秩序が脅かされるのなら，受け入れる国は国際的ルールを守らなくてもよい，との考えもある。これを英語でデロゲーション（derogation）と呼ぶ。ノン・ルフールマンか，デロゲーションか。これら 2 つは，「人権の論理」「主権の論理」に，それぞれ近い。人権こそは例外も逸脱もなく守られなければならないと考える専門家も，デロゲーションが必要だと考える専門家もいる。その裂け目は，まだ埋められていない。

では，仮に「数」が問題にならなかったとしよう。強制移動はいつも万人単位とは限らないからである。しかし，そうした場合にも，難民がおそれられる場合がある。比較的昔からいわれてきたのは，冒頭 (注) にもあげた「難民や避難民が仕事を奪う」というものである。現在に至るまで，受け入れ先の国や地域を悩ませている問題であり，ヨーロッパの各国でもこれを理由に難民や避難民を追い出そうとする動きが続いてきた。一方，1990 年代以降深刻になったのは，逃れてきた人々のなかに武装した者が潜む，という問題である。これは，難民や避難民が「弱者」だというイメージを逆手にとったものである。そして，逃れてきた人々のなかから武装した者を探し出すのは難しい。というのも，武装はしていても，条件さえ満たすなら難民となりうるからである。そもそも難民条約は，①人種，宗教，国籍，特定の集団のメンバーであることや，政治的な意見を理由に②迫害を受けるかもしれないという十分に理由のある恐怖をもち，③自らの国の外にいて，④その国から保護してもらえなかったり，あるいは保護を求めない者を，難民だと定めている（難民条約 1 条 A 項(2)）。つまり，「弱者」かどうかは必ずしも問わないのである。もし，迫害を受け，保護を受けない者が自分の国を棄(すて)て，銃を抱えて逃れてきた場合，どう対処すればよいのか。この者もまた難民となる可能性をもっている。仮に，その者が銃口を向けたとしても，である。難民であるかどうかを判断することと，その者が危険であり，反撃する対象であるかどうかを判断することは，厳密にいえば，別物である。

ところが，こうした考え方は「のんきだ」と思われかねない。逃れてきた人の姿をして，他人に害を及ぼす。気づいたときには遅い，というわけである。こうした心配は，いったん難民や避難民

として他の国に逃れながら，その後時間を経て，ときには何年も経って，暴力をふるう存在に変わってしまうという状況により，さらに強くなりつつある。この人々が武装した難民と異なるのは，最初から武器を抱えて逃れてきたとは限らない，という点である。だから，難民なのかテロリストなのか見分けることができない。そのうえで，「潜在的なテロリストがいるかもしれない」ことを理由に，難民や避難民の受け入れを拒むことはゆるされるのか，という点が問題となる。「人権の論理」に立つ限り，これはゆるされない。しかし「主権の論理」に立つ場合，国の安全を理由に「やむをえない」とされるかもしれない。ドイツで男が逮捕された事件から 2 週間ほど後，国連で人権問題を話しあう国連総会の委員会に際して，専門家は「人の移動がテロ事件の増加につながる理由はない」く，「人の流れを制限しすぎるならかえって国の安全保障を損なう」という声明を出した。しかしその後選挙で選ばれたトランプ米大統領（当時）は，国の安全を重視する名目で，むしろ人の流れを制限し，メキシコとの国境に壁を設けようとした。つまり，今日，2 つの論理はあくまで対立しているわけである。そして，ここまで述べてきた状況をふまえて，私たちは外交の論点として難民・国内避難民問題を考えなければならない。

日本は強制移動民と向きあえるか

一般に，日本が「難民問題」に直面したのは 1975 年 4 月にベトナム戦争が終わってからだと考えられている。「ボート・ピープル」と呼ばれた人々は，戦後の混乱を避けて自国を脱出，日本は 1978 年から 2005 年（この年に受け入れが終了する）の間，3500 人あまりを受け入れた（これに海外のキャンプから逃れてきた人，合法的に出国を認められた人などを含めると，数は 1 万 1000 人を超える）。この人々は後に「インドシナ難民」と呼ばれ，国内 3 か所に設けられた「定住促進（救援）センター」で暮らしながら，教育や職業訓練などを受けた。そしてその後，国内各地に定住していった。

実はこうした政策は，「難民条約があるからそれを守ろう」ということで政府がとったものではない。そもそも，ボート・ピープルがやってきた当時，日本は難民条約に入ってすらいなかった。日本における難民や避難民の受け入れは，だいたい後手後手で進んできたわけである。その背景には，日本が島国であり，陸続きの他国と比べて海が人の移動を遮りがちであったことがあるだろう。しかし，たとえば同じ島国であるイギリスと難民受け入れの割合を比較したとき，海があり島国だから受け入れが不活発だ，といえるわけではないことも，またわかる。新しい統計によれば，英国では，100 人が庇護を申請すると 33 人の割合で庇護が与えられた。日本は，3 人にも満たない（数値としては 2.5%）。難民や避難民に対して日本が消極的であったのは，地理的な理由というよりは，もっと別なところにありそうである。

さらに考えなければならないのは，助けを求める人々をどう処遇するか，という問いだろう。現在難民申請者は，東南アジアか南アジア，アフリカの国々からのものが多い。では東アジアはどうか。外交と軍事の点で安定しているとはいいにくいこの地域で，万一，多くの人々が逃げなければならない状況が起きたとき，日本は，私たちは，対応できるのか。「人権の論理」によって保護をう

ったえる人たちには,秩序の問題が問われる。「主権の論理」によって追い返そうとする人たちには,人間の尊厳のあり方が突きつけられる。そしていずれの論理をもってしても，誰が，いかなる基準と方法で，逃れてきた人たちを適切に処遇すべきかという問いは残る。近年，日本ではウクライナからの避難民を積極的に受け入れている。だが一方で，難民申請が認められず，長い期間，入国管理施設に収容され続けている人々もいる。助けを求める点でそんなに変わらないはずのこの人たちを分けるものは何か。

出典　佐野史郎・川名晋史・上野友也・齋藤孝祐・山口航(編)『日本外交の論点[新版]』所収,法律文化社, 2025年
なお,問題作成にあたり本文を一部改変した。

（注）ここでいう「冒頭」とは，問題文とした〔難民・国内避難民〕難民・国内避難民は弱者か,脅威か」の冒頭のことであり，割愛した部分にある。

（1）　日本は難民・避難民を積極的に受け入れるべきか否か，あなたの考えを 450～500 字で述べなさい。その際，まず本文に即して「人権の論理」および「主権の論理」という言葉を用い，受け入れに賛成する人の論理と反対する人の論理を簡潔にまとめ,その後に自身の考えを述べることとする。